

令和 8 年度生駒市人権施策審議会（第 1 回） 会議録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 1 日（水） 午後 2 時～午後 4 時
- 2 場 所 生駒市コミュニティセンター 4 0 2 , 4 0 3 会議室
- 3 出席者
委 員 石倉会長、富島委員、西本委員、朝山委員、伊賀委員、窪田委員、
奥本委員
事務局 井上総務部長、後藤人権施策課長、福山ダイバーシティ推進プラザ
所長、山本人権文化センター所長、福田人権施策課主幹、吉岡人権
施策課主査
- 4 欠席者 三成副会長、山根委員

【会議の内容】

（事務局）＜開会＞＜会議成立の旨報告＞＜欠席者報告＞＜録音許可＞

＜配布資料確認＞

（事務局）＜職員紹介＞＜部長挨拶＞

（会長）＜開会挨拶＞

（事務局）ありがとうございました。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第 5 条第 1 項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。

（事務局）＜傍聴者（2 名）の報告及び入室＞

（会長）では、案件 1「今年度の人権施策に係る事業報告及び来年度の事業予定について」事務局から説明をお願いします。

案件 1 人権施策実施プログラム等の報告について

（事務局）＜案件 1「人権施策実施プログラム（案）について説明＞

○事業件数の報告

継続 243 件、新規 0 件、終了 0 件。重複分を除いた実事業数は 243 件。

○人権施策課の主要事業の説明

29 番「識字学級」

30 番「人権教育講座 山びこ」

31 番「人権啓発 DVD 貸出」

33 番「人権教育地区別懇談会」

60 番「差別をなくす強調月間事業」

62 番「こどもじんけん映画会の開催」

68 番「人権擁護委員との連携」

311 番「日本語教室」

315 番「多文化共生イベントの開催」

<「男女共同参画行動計画（第 4 次）前期実施計画 実施状況」（プログラムに係る女性分野）について説明>

○ダイバーシティ推進プラザ所管の女性分野に係る主な事業の説明

3 番「ジェンダーギャップを考えるカルタ大会」

9～14 番「性の多様性への理解の促進」

78 番「しごと相談」

89～92 番「働きやすい環境整備の促進」

166 番「男性の相談窓口」

234 番「女性のための各種相談」

235 番「女性相談員スキルアップのための研修会等の参加」

236 番「ミモザサロンの開催」

259～261 番「DV 予防教育の推進」

(会長) ただ今の内容についてご意見、ご質問はございませんか。

(会長) 人権施策実施プログラムの 29 番、「識字学級」について増えている数値は何を示しているかご説明いただけませんか。

(事務局) 特に新しく参加された等の増減はございません。年間を通してしばらく欠席されていた等で多少数値は変わります。

(会長) もう 1 つ、男女共同参画行動計画 7 番、女性管理職の割合ですが、令和 7 年度から見ると少し頭打ちになっていますが。

(事務局) 4 月 1 日現在の数値であり、退職の影響等もございます。人事課でも増やそうという試みはしております。

(委員) 人権擁護プログラムの 103 番、女性のための法律相談ですが、令和 6 年のときは 58 件、令和 7 年度の実績として 53 件ということで、おおむね横ばいですが、受け入れ枠としてはもう少しと入るのかとお見受けしますが、利用促進、市民の方の周知はどうされているのか教えていただけますでしょうか。

(事務局) 1 週間前から受付を開始、枠が 6 枠のなかで、周知としましてはホームページや広報、チラシを配布したり、男女共同参画週間でリーフレットなどを配布したり、そこでも周知はおこなっていますが、月によってばらつきがありまして、6 月は 6 件入りしましたが、その前の月は枠が余ってしまいました。出来るだけ埋めようと努力はしていますが、どうしても空いてしまう月もあります。

(事務局) 6 枠×12 回の、年間 72 枠のうち約 60 件が利用されています。

(会長) もう 1 つ男性相談ですが、京阪奈で実施され 2 件ということですか。

(事務局) いいえ。京阪奈 6 市（交野市、寝屋川市、枚方市、京田辺市、八幡市、生駒市）で連絡会があり、そのなかで寝屋川市と枚方市が男性相談を実施されているので、実施状況などをお聞きしたうえで、生駒市で男

性相談の窓口を一時的に3回設けまして電話相談を受けたということになります。

(会長) 内容はDV関係ですか。

(事務局) いいえ。生きづらさなど全般になります。

(事務局) これまでは奈良県で実施している男性相談に繋がせていただいておりますが、ダイバーシティ推進プラザは女性支援だけのセンターでもないことと、昨今男性の生きづらさが言われていますので、新規事業として試行的に実施したのがこの事業になります。

(会長) 次の案件に移りたいと思います。次に、案件2「生駒市人権擁護に関する条例見直し検討について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 条例案について<資料2><資料3>の説明

<資料2>3月19日に開催した第4回審議会での意見等を反映しました4月時点での条例案になります。

<資料3>4月16日付けで各委員あてに選出母体である関係団体等の意見を聞いていただき、提出された6つの意見で、主に確認や解釈についてご意見をいただいております。

(委員) 資料4は最終案ですか。このあと資料について協議することになりますか。

(会長) させていただきます。

(委員) 資料4があるので、資料2について協議するのはどうかと思ったもので聞いた次第です。

(会長) 議論の進め方として、まず資料3について何か意見をいただければと思います。1つ目、審議会でも確認したので質問のとおりでよいかと思います。2つ目、社会的差別を包括的に禁止するということで捉えて、禁止するというより、理念的な面が強い条例の性質上、包括的に

整理していく必要があると思います。3 つ目は、私たちの議論ではまとまったかと思っていましたが、表現の仕方が少し違っていると。「講ずるものとする」と「なければならない」をそれぞれの法律に基づいて整理したが、バランスも含めてどうでしょうか。

4 つ目、インターネットのところで、生成 A I の画像、問題に対する指摘です。

5 つ目、そのとおりの解釈でよいかと思います。

6 つ目、調査によって地域を識別されることや、それに伴って新たな差別が生じることは問題ですし、表現については以前に議論した経緯があると思います。みなさま、何か意見はございますか。

(事務局) 5 つ目と 6 つ目について補足させていただきます。 5 つ目は削除要請等を市が行っているのであれば記載すればどうかといったご意見がありました。基本的には個人の削除要請は被害を受けた当事者が行うものであるため、実際に本市がおこなっている削除要請は、特定の地域に関して差別が助長されるものと判断したものについての削除要請です。ですので、のちほど説明する資料 4 では表現のほうを変えています。

6 つ目についてですが、部落差別解消推進法の附帯決議を引用しており、奈良県の部落差別の解消に関する条例に規定があるもので、県内他自治体でも規定されている自治体もあります。ただ、生駒市の条例は部落差別解消の単独条例ではなく包括的な条例になっています。新たな差別を助長させるものについては、法務省ホームページで公開されている資料では、人や地域を特定する調査という書き方で記載されておりました。

(委員) 第 15 条 2 項に関しては、外国人のことも含まれるのであれば記載されていても良いと思います。

(会長) 資料 4 にいきましょう。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料 4> の説明

これまでの 4 回でのご意見を踏まえた条例案を資料 2 としてまとめさせていただきました。条文形式で条例案が見えてきたということから、パブリックコメント実施に向けた内部協議を始めさせていただくとともに、資料 3 でいただいたご意見も踏まえて、資料 4 は、4 つの視点で調整した条例案となります。

1 つ目は、理念条例であるため、「施行に関することは別に定める」という視点です。施行に関しては別に計画等で定め実施していくことで、臨機応変に対応ができるというものです。

2 つ目は、限定的な表現となっていないかという視点です。詳細な説明をすることで反対に限定的な表現となっていないかということです。

3 つ目は、条例案が市民等の権利を規制することになっていないかという視点です。不当な差別や人権侵害というのは決して許されないものですが、一方「表現の自由」など権利を規制等するものになっていないかということです。

4 つ目は、重複している部分などの整理となります。重複部分や、ご意見でもあったように条文間のバランスや、必要性の再確認による整理を行いました。

(事務局) <変更点の説明>

資料 2 及び資料 4 の両方をあわせてご参照いただきますようお願いいたします。大きく変わっている第 3 章から説明します。人権 3 法にかかる規定を、条例の前文と同様に制定された順に並びを変更。「差別の禁止」については第 2 条に規定、「教育と啓発」については第 12 条に規

定があり、重複して規定せず、第 6 条から第 8 条は、法律の規定等を引用しながら、バランスを考慮した表現にしています。

第 9 条第 1 項を、カミングアウトの強制やアウティングの禁止といった限定的な規定になっていたことから、第 6 条や第 8 条と同様の表現としました。

第 10 条、インターネット等を利用した権利侵害等の禁止を「表現の自由」に留意して、禁止ではなく、防止のための施策を講じる規定にしました。

第 10 条第 2 項のディープフェイクを想定した規定についても同様。限定的に捉えられる可能性や今後ますます進化すると思われる AI 技術についても考慮しました。

第 11 条を第 10 条に統合し第 2 号としました。市が対象としているものは「特定の地域」と限定的ではあるものの、今後の法改正等にも柔軟に対応できるよう変更しました。

次に、前文については、制定年を追記。また、前文最後の段落で、「生駒市の構成員である私たち」をわかりやすく「市、市民及び事業者は」と変更しました。

次に、整理した部分になります。

第 5 条第 2 項の規定を第 1 項に統合しました。

資料 2 の第 12 条は第 11 条に繰り上がり、必須の項目のみ記載としました。

資料 2 の第 13 条第 2 項については、第 1 項と重複する内容のため削除としました。

第 14 条第 2 項については資料 3 のご意見もあり、削除しました。

資料 2 の第 18 条財政上の措置については第 3 条（市の責務）の第 2 項に移動しました。

(委員) 表現として、差別の禁止を第 2 条ではっきりと記載しているのであれば、第 3 章はこれでいいかと思います。市民の方から見てもわかりやすい。前文もかなりまとまったイメージ、市が示された案ははっきりした印象を受けます。

(委員) 調査の件に関しては、部落差別以外の差別に該当しないわけでもないので、残しておくというのにも意味があるのはほかの委員のおっしゃるとおりだと思います。

(委員) 私も残しておいたほうがいいと思います。

(事務局) いただいたご意見の内容から、あえていらないのではないかと読み取って消させていただきました。本日のご意見で方向性を決めていただければと思います。

(委員) 第 10 条第 2 号で市に関する差別的情報発信とは具体的にどのようなものですか。

(事務局) 2 号に関しては「特定の地域に関する」といった限定的な書き方をせずに、法改正などがあつたときに柔軟に対応出来るような表現にしました。現状としては、市ができるのは特定の地域に関係する差別助長、誘発のような情報と限定的になっています。限定的にすれば、法律の改正等あつたときに条例の改正が必要になるので、条文の規定は少し緩やかにさせていただきました。

(委員) 市に関するということですよね。関係するというより。

(委員) 市内とかではダメですか？市に関係するというと、行政に対する差別発言と捉えてしまいます。

(委員) 役所のゴシップみたいに捉えられる懸念があります。

(委員) 「市に関する」を削除しても伝わるのではないのでしょうか。

(委員) そうすると、個人に対する被害は当事者しか削除要請は出来ないので、

条例にはあくまでも市が削除要請になれる場合を記載しているので、それがわかる言い方にしないといけないと思います。例えば市民の誰かが攻撃されたとしても、市はいくら市民のことであっても削除要請が出来ないため、やはり資料 2 の書き方しかないのではと思います。範囲を広めた改正案だとは思いますが、伝わっていません。条例を何回も読んできた私たちですら伝わっていないのなら、変えたほうが良いのではないかと思います。

(委員) 市民の方が来られたときに、出来ることがほぼないのなら、市民に向けた条例ですし、作る側の利便性より、条例を読んで行動する側の利便性を考えたほうが良いかと思います。個人的には資料 2 に戻したほうが良いかと思います。

(事務局) 行政が出来ることは限られていますが、条文自体は残しています。

(委員) 第 11 条を入れた主旨はなんですか。

(事務局) 審議会において、委員の方から削除要請を実際おこなっているなら記載したらどうですかとご意見が出た経緯から記載しました。

(委員) 第 11 条を記載するか皆さんに意見を聞いてみたらどうですか。掲載したほうが私はいいと思います。

(委員) 「市に関すること」が具体的にはわかりにくいように思います。

(委員) この書き方だと市に頼めば、何かしてもらえと思われる方がたくさん出てきます。そのたびに断っていけば信用が失われていく、そういった危険性はあるかと思います。

(事務局) 市は確かに当事者にはなれないですが、今回の条例で、相談体制の充実というのもあるので、相談対応として支援は出来ます。

(委員) 「特定の地域」であれば、市から要請は出来ますか。

(事務局) 「特定の地域」であって、差別を助長するものと市が判断した場合は、奈良地方法務局に削除要請をお願いするとともに、例えばユーチュー

ブ、Xなどで投稿があったページから、通報するというのが現状です。

(委員) 「市内の特定の地域に関する不当な差別に係る」が当初だったので、法律が改正したときには必要に応じて技術的に変えればいい。出来ることが小さくても残したほうがいいのではないかと思います。

(委員) 条例案をみたときの最初に受けた印象が第11条で、どのような経緯なのか聞きました。いつどこで誰がどういうことを、どのようにするのかが具体的にわからず、法務局等への削除要請の話を聞いて納得した経緯があります。残すのであれば、誤解を生まないようには持ってきていたいと思っています。

(会長) 難しいです。もとの第11条を活かすか、違う表現に変えたほうがいいのか。

(委員) 長くなってもよければ、「市内の特定の地域に関する不当な差別的言動等と市に関する差別的情報発信等」にすると、個人の被害であっても相談機関に繋ぐことができればイメージはしやすくなります。今のままだと特定の地域ということが結びつかないです。

(事務局) 例示をするということですか。

(委員) そうです。そうすると法律が改正されたときにもカバーができる幅を持たせる。

(会長) 第10条の括弧で囲んでいる部分(悪質な差別的情報の発信及び当該情報を拡散させる行為)はどうしますか。

(委員) この部分は差別的情報発信の説明です。イメージができ、市内の特定の地域を入れたらなおわかりやすくなると思います。

(会長) 括弧は活かすということですか。

(委員) 個人的にはどちらでもいいかと思っています。

(事務局) 今後、庁内での協議もあるため取るかどうか、このあたりは事務局に預けていただければと思います。

(会長) ほかにございませんか。では一度これでいしましょうか。

(委員) 障がいのこどもたちのことも丁寧に詳しく書いてくださって。条例や差別解消法が出来まして、以前より空気が温かくなってきたことを感じる。皆さんにわかってもらえるようになればと思っています。

(会長) 意見がないようでしたらパブリックコメントに向けた本日の意見についての条例への反映は会長である私にらせていただいてよろしいでしょうか。

(委員) <了承>

(会長) 異議なしということで承ります。今後の審議について事務局から説明をお願いします。

(事務局) <今後についての説明>

パブリックコメントの実施前に改正案をご案内し、次回はパブリックコメントでいただいた意見についての審議となります。その後、年度内の改正を目指して12月議会上程の予定となります。

(事務局) <今後の各種啓発事業やリーフレットの紹介>

(事務局) 以上をもちまして、第1回生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>